

# 小 型 空 調 契 約

( 選 択 約 款 )

平成 2 0 年 1 1 月 1 日 実 施

佐 賀 ガ ス 株 式 会 社



## 目 次

- 1 目的
- 2 選択約款の届出および変更
- 3 用語の定義
- 4 適用条件
- 5 契約の締結
- 6 使用量の算定
- 7 料金
- 8 単位料金の調整
- 9 その他

## 付 則

- 1 . 実施の期日
- 2 . この選択約款の実施に伴う切り替え措置

別表 1 料金及び消費税等相当額の算定方法

別表 2 料金表 1 ( 小型空調契約 1 種 )

料金表 2 ( 小型空調契約 2 種 )

料金表 3 ( 小型空調契約 3 種 )



## 1 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的とします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、九州経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、九州経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

## 3 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力175.8キロワット(50US・RT)以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8ヵ月間をいい、「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4ヵ月間をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方税法の規定により課せられる地方消費税を加算した金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款については5パーセントといたします。
- (5) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

## 4 適用条件

小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーターを設置することができる場合で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に申し込みいただけます。

## 5 契約の締結

- (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1種、小型空調契約2種、小型空調契約3種のいずれかを選択し、契約をしていただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりとします。

新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の検針日までとします。

契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日から、その変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の検針日までとします。

契約期間満了時までに解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様とします。
- (3) 当社は、この契約の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款による契約への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または一般ガス供給約款による契約への変更の日から1年に満たない場合には、

その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約または一般ガス供給約款による契約への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

- (4) 当社は、お客さまがこの契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の契約種別または他の選択約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

## 6 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定します。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定します。

## 7 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。なお、支払期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで期間を延伸します。
- (2) 当社は、小型空調契約1種には別表2の料金表1（料金表の基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を、小型空調契約2種には別表2の料金表2（料金表の基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を、小型空調契約3種には別表2の料金表3（料金表の基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定します。

## 8 単位料金の調整

- (1) 当社は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの四半期ごとに、平均原料価格が基準平均原料価格に対して3,220円を超えて上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (2) (1)の規定にもとづき調整単位料金を算定したときは、基礎となる数値、調整期間等の内容を当社に掲示します。
- (3) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額及び四半期は、以下のとおりといたします。

基準平均原料価格（トン当たり）

64,490円

平均原料価格（トン当たり）

に定められた各四半期における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当た

りLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が103,180円以上となった場合は、103,180円といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9526 \\ & \quad + \text{トン当たりLPG価格} \times 0.0513 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に揭示いたします。

原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

四半期

1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの各四半期といたします。

## 9 その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用します。

### 付 則

#### 1. 実施の期日

平成20年11月1日から実施します。

#### 2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 当社は、平成20年10月31日まで小型空調契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成20年11月1日以降この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）が適用されるお客さまについて、平成20年11月1日が含まれる料金算定期間の料金は、以下のとおり算定いたします。

（算式）

$$\text{料金} = \text{旧選択約款適用期間の料金（税込）} + \text{本選択約款適用期間の料金}$$

$$\text{旧選択約款適用期間の料金（税込）（小数点以下の端数切り捨て）}$$

$$= \text{旧選択約款適用期間の料金（税抜）} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$\text{旧選択約款適用期間の料金（税抜）（小数点以下の端数切り捨て）}$$

$$= \text{旧選択約款の基本料金（税抜）} \times D / D$$

$$+ \text{旧選択約款の単位料金（税抜）} \times V$$

$$\text{本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）}$$

$$= \text{本選択約款の基本料金} \times D / D + \text{本選択約款の基準単位料金} \times V$$

(備 考)

D = 料金算定期間の日数(ただし、一般ガス供給約款に定める22(3)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合は、基本料金按分の算定式のDを30とする。)

D = Dのうち平成20年10月31日までの期間に属する日数

D = Dのうち平成20年11月1日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V = 旧選択約款適用期間の使用量

=  $V \times D / D$  (小数点第1位以下の端数切り捨て)

V = 本選択約款適用期間の使用量

=  $V - V$

(2) 当社は、付則2(1)の料金の算定にあたって、本選択約款の適用料金表は、使用量Vが別表の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

(3) 当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、平成20年11月1日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

別表1

### 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金に従量料金を加えたものとします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて得た額とします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとします。

料金算定期間の末日が1月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年7月から9月までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が4月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が7月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が10月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用します。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

料金に含まれる消費税等相当額 =  $\text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$

別表 2

料金表 1 (小型空調契約 1 種)(消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター 1 個につき	1,890 円
----------------------	---------

(2) 基準単位料金

冬期基準単位料金	1 立方メートルにつき	156.35 円
その他期基準単位料金	1 立方メートルにつき	133.67 円

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とします。

料金表 2 (小型空調契約 2 種)(消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター 1 個につき	1,155 円
----------------------	---------

(2) 基準単位料金

冬期基準単位料金	1 立方メートルにつき	158.19 円
その他期基準単位料金	1 立方メートルにつき	137.45 円

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とします。

料金表3 (小型空調契約3種)(消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1ヵ月およびガスメーター1個につき	735円
-------------------	------

(2) 基準単位料金

冬期基準単位料金	1立方メートルにつき	160.29円
その他期基準単位料金	1立方メートルにつき	143.47円

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。